

青森県報

第二千二百三十九号

平成十五年
十月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (団体経営改善課) …… 一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (水産振興課) …… 一
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 一
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 二

告 示

青森県告示第六百五十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡東通村大字尻笥字下堀川二一の五 有限会社吉田漁業部	尻笥区域	1 さげ・ます 定置漁業

下北郡東通村大字尻笥字下堀川五
有限会社加糖漁業部

青森県告示第六百五十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	期 間	場 所
加入区 名 称	発起人の住所及び氏名	
六ヶ所海水	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附四八番地 木 村 常 紀 上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ前四六番地一 高 橋 義 経 上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五番地二 鳥谷部 信 一	平成十五年十月十五日から 同月二十九日まで 六ヶ所村海水 漁業協同 組合

青森県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月十四日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

番号	図面	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	前変更の 後 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	国 道	三三三八号	三沢市四丁目五九〇の二から 三沢市鹿中三丁目一四五の三六一まで		後 前	一八・六〇メートルから 一六・六〇メートルまで	一、七三八・〇〇メートル 一、七三八・〇〇メートル	

青森県告示第六百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十一月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 三三三八号	三沢市四丁目五九〇の二から 三沢市鹿中三丁目一四五の三六一まで	平成一五・一〇・三 一五・二・一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭